

国民健康 保険から…

異動があつたら

国保へ届出を

3月、4月は異動の多い季節です。会社の就職、退職や町外へ転出するときなど国保の届出が必要になります。

手続きは14日以内に届け出るようお願いします。

届出に必要なものは次のとおり

- ・国保を脱退する時
- ・他の健康保険に加入した時
- ・国保と他の健康保険証、印鑑
- ・他の市町村へ転出する時
- ・国保保険証、印鑑
- ・死亡した時
- ・国保保険証、印鑑
- ・国保に加入する時
- ・他の健康保険などを脱退した時
- ・健保などの離脱証明、印鑑
- ・他の市町村から転入した時
- ・印鑑
- ・子どもが生まれた時
- ・印鑑

保険税の納め忘れがないかも一度確認を

今月は平成22年度分国民健康保険税の最終納期限(9期)です。保険税は、みなさんの医療費などにあてられる国保の貴重な財源です。

国保の健全な運営のため保険税の納期内納入にご協力ください。

国民健康保険税算定に必要な所得の申告はお済みですか

国保に加入している世帯は、収入がなかった場合でもその旨の申告が必要です。

また、遺族年金や障害年金などの福祉年金を受給している方も、その旨の申告をしてください。所得の申告のなかった世帯は、保険税の軽減が受けられなくなります。

医療費助成制度のお知らせ

住民課国保医療グループ ☎ 74-3002

* 次の項目に該当する方で手続きのお済みでない方はお問合わせください。

	助 成 対 象	所得制限(主として本人の生計を維持する方に適用)		自 己 負 担
重 度 障 害 者	- 身体障害者手帳1, 2級及び3級の内部障害の方 - 重度の知的障害者の方(IQ35以下等) - 療育手帳A判定の方 - 精神障害者保健福祉手帳1級の方 65歳～74歳の方は、後期高齢者医療の障害認定を受けていることも要件になります。 対象医療～入院・通院・訪問看護(精神障害者は入院除く)	扶養人数(人)	所得額(千円)	- 町民税課税世帯の方は1割負担 入院 44,400円(月額上限) 通院 12,000円(月額上限) 3歳未満児及び町民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ負担 医科 580円 歯科 510円 柔道整復(乳幼児は除く) 270円
		0	6,287	
		1	6,536	
		2	6,749	
		3	6,962	
ひ と り 親 家 庭 等	- ひとり親家庭等の18歳までの児童と、その児童を扶養・監護している母または父 - ひとり親家庭等の20歳までの児童と、その児童を扶養している母または父 対象医療～入院・通院・訪問看護(親は通院除く)	扶養人数(人)	所得額(千円)	
		0	2,360	
		1	2,740	
		2	3,120	
		3	3,500	
乳 児 等	0歳～12歳までのお子さん(満12歳に達する日以後の3月31日まで) 対象医療～入院・通院・訪問看護(小学生は通院除く)	扶養人数(人)	所得額(千円)	
		0	5,320	
		1	5,700	
		2	6,080	
		3	6,460	

1割の自己負担をした方は、月額上限額を超えた分が払い戻されます。

なお、同じ世帯の中に同一助成対象者がいる場合は、同一月内で合算し、上限額を超えた分が払い戻されます。(いずれも申請が必要です)

所得制限の表の中で4人以上の扶養人数の場合についてはお問合わせください。